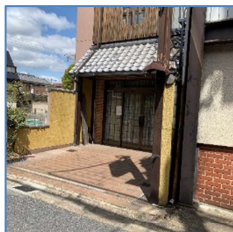


奈良町の 町並み保存と景観の誘導のための 補助金制度について

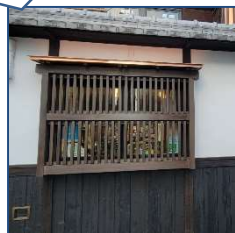
修景事業

歴史的でない建物等の
外観が周囲のまちなみに
調和するよう整備

景観にあう
門を新設



窓に格子を
設置



修理事業

歴史的な建造物の外観を
維持・保存することを
目的として修理

傷んだ部分を
修理



昔の姿に
もどす



補助制度の概要

奈良町の町並み保存と景観の誘導のための補助金制度には、次の2種類があります。
それぞれ対象となるエリアや建造物の条件が異なります。

都市景観形成地区建造物保存整備事業費補助金（修景事業）

対象となる 建造物	奈良町都市景観形成地区内の伝統的でない建物および工作物（門・塀など）のうち、道路に面しているもの ※新築も含まれます
対象事業	歴史的でない建物等の外観が周囲のまちなみに調和するよう整備する事業（修景事業）
補助率	補助対象経費の50%（上限800万円）
申請できる人	- 所有者 - 建物等を借りて事業をする者 ※所有者の同意が必要
おもな条件	修景内容が基準を満たすこと

歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金（修理事業）

対象となる 建造物	奈良町及び奈良公園地区内の歴史的風致形成建造物のうち、道路に面しているもの ※奈良市の歴史的風致を維持・向上させる建物であれば、町家以外も含まれます ※歴史的風致形成建造物でない建物が補助を受けるには、別途歴史的風致形成建造物指定のための手続きが必要です。
対象事業	道路に面する建造物の外観を修理する事業
補助率	補助対象経費の80%（上限1,000万円）
申請できる人	- 建造物の所有者 - 建造物を借りて事業をする者 ※所有者の同意が必要
おもな条件	- 事業終了後、建物を奈良市歴史的風致形成建造物に指定すること（※所有者全員の同意が必要です） - 修理内容が基準を満たすこと

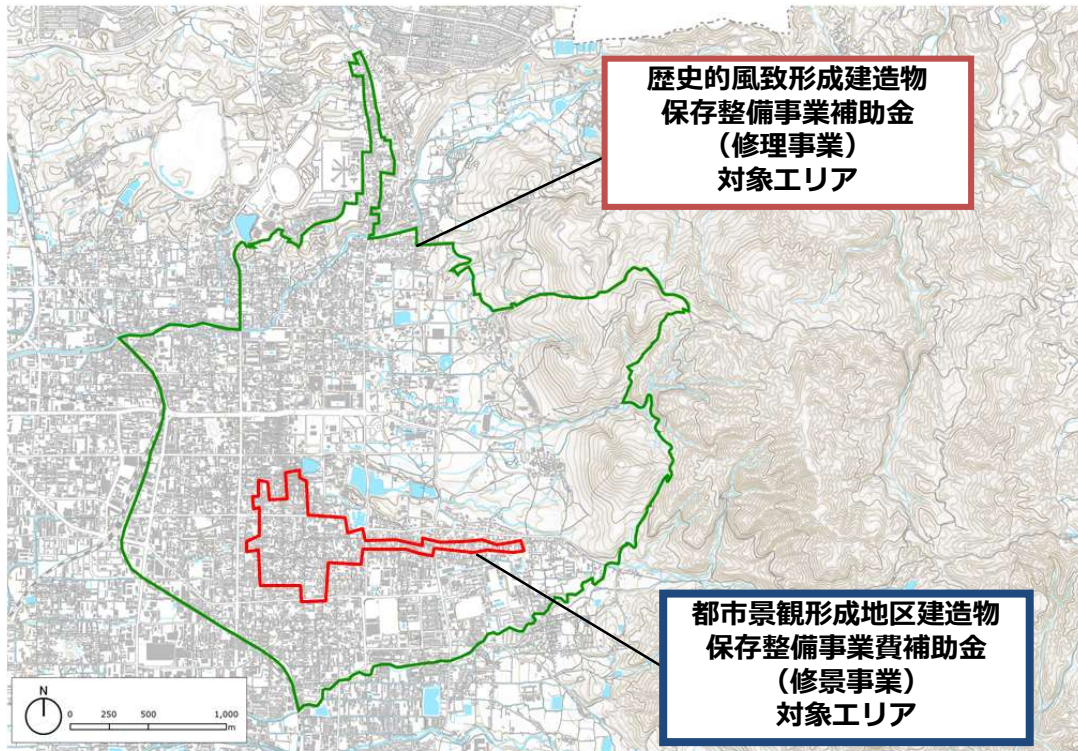
歴史的風致形成建造物の指定手続きについては、
奈良市ホームページでもご案内しています。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/9346.html>

ページID : 0225199



対象エリア



補助金交付までの流れ

令和
7年度

令和
8年度



よくあるご質問

Q 補助対象となるのはどんな工事ですか？

A 募集要項に掲載している修理基準・修景基準をご確認ください。

修景基準

項目		修景基準（補助対象）
建築物	位置	位置 現在の町並みの壁面線をそろえる。やむを得ず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置して、町並みの連続性を維持する。
		敷地 原則として、現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持する。
	構造	構造 原則として木造とする。やむを得ずその他の工法とする場合は、規模・形態を周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
		高さ 建築物の高さは前面道路境界線より奥行10mまでは8m以下、10m以上においては高さ15m以下とする。各階高や軒の高さは、建築物全体のプロポーションや周囲の景観との調和、町並みの連続性に配慮する。
		幅 前面道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱいに建てるものとし、前面道路に面した空地は設けないものとする。
	外観の意匠	屋根・庇 原則として、切妻造平入り日本瓦（桧瓦・本瓦）とし、大屋根の勾配は4～5寸勾配を標準とする。1階部分には周辺の伝統的建造物と調和するよう通庇を設ける。
		外壁 原則として、漆喰塗壁、腰板張りとし、側面は周辺の伝統的建造物と調和させる。
		玄関・窓等 原則として、出入口は周辺の伝統的建造物にならった板戸、格子戸等とする。その他の開口部には木製あるいはアルミ戸（木目調・黒・茶色等）を設け、周辺の伝統的建造物と調和させる。
		色彩 伝統的な景観に調和したものとする。
	その他	建築設備 道路から直接見えない位置に設ける、又は機器を外壁の色彩と合わせる、もしくは木製格子等で覆うなどして、周囲の伝統的な景観に調和したものとする。
		その他 建築物の外部に照明器具等を設ける場合は、周囲の伝統的な景観に調和する形態・意匠とする。
工作物	塀	土壁・真壁等伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。
	門	伝統的な形式のもの、又はそれらにならった意匠のものとする。
駐車場（営業用）		道路に面した駐車場は、原則として設置しない。やむを得ず設ける場合は、塀・門等で周囲の伝統的な景観に調和したものとする。なお、塀・門は他の基準を満たすものとする。

修理基準

- ・ 外観の仕様・形状を変更しない修理（現状維持修理）
- ・ 伝統的な外観に復原する修理（復原修理）

募集要項はホームページにも掲載しています

修景補助



修理補助



Q どの部分の工事が対象となりますか？

A 補助対象となるのは建物のうち、広く一般公衆から見える部分のみです。内装工事等建物内部に関するものや道路から見えない建物に対する事業は対象になりません。

Q 外観の修理工事が終わった後にこの補助金の存在を知りました。今から申請できますか？

A 補助金を申請いただけるのは、着手前の事業のみです。すでに工事が完了している場合、事後申請はできません。

お問い合わせ先

○奈良市 観光経済部 観光戦略課 奈良町にぎわい室
 メール：hojokin-syurisyukei@city.nara.lg.jp
 TEL/FAX(R7.4.28以降)：0742-34-5609
 ※R7.4.25まで TEL:0742-24-8936 FAX:0742-24-8937

○奈良市 教育部 文化財課（具体的な事業内容に関すること）
 TEL:0742-34-5369